

山口県報

令和3年
4月9日
(金曜日)

目次

○教委告示

山口県指定有形文化財の指定



山口県教育委員会告示第一号

山口県文化財保護条例（昭和四十年山口県条例第十号）第四条第一項の規定により、次の有形文化財を山口県指定有形文化財に指定する。

令和三年四月九日

山口県教育委員会

名	称	員数	所在の場所	所有者
手鑑「仮御手鑑」 付 仮御手鑑入記御根帳		一冊	山口市後河原一五〇の 山口県立山口図書館	山口県

令和三年四月九日印刷
令和三年四月九日發行

發行人所

山口県知事
山口県知事